

施設型給付費等支給認定（変更）申請書

年 月 日

阿賀町長 様

支給認定（の変更）を受けたいので、下記のとおり申請します。

支給認定 保護者	氏 名	印		
	住 所	阿賀町		
	連 絡 先	自宅	携帯	
支給認定 児童	ふりがな 氏 名	生年月日	支給認定証 番 号	利用施設名
		年 月 日		保育園
		年 月 日		保育園
		年 月 日		保育園
支給認定 変更理由		現在の内容	変更後の内容	
	<input type="checkbox"/> 支給認定区分	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号	
	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする理由			
	<input type="checkbox"/> 保育必要量	<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時間	<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時間	
	<input type="checkbox"/> 認定有効期限	年 月 日	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 利用者負担額			
変更理由				
備 考				

*支給認定の変更は、この申請書が提出された翌月からとなります。

【添付書類】主なもの

事 由	添付書類	備 考
事業所等に勤務したとき、または勤務する事業所等が変わったとき	就労証明書	
事業所等を退職したとき、または求職活動中のとき	ハローワークカードの写し	3カ月毎更新
妊娠したとき（*注）	母子手帳または妊娠届の写し	
育児休暇を取得するとき	育児休暇取得における保育継続届	

（*注）

妊娠から産休終了（出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の月末まで）までの期間は、保育標準時間を選択することができます。また、産休から引き続き育児休暇を取得する場合は、上記の育児休暇取得における保育継続届の提出が必要です。

なお、育児休暇期間中は保育短時間認定となります。

施設型給付費等支給認定（変更）申請書（記入例）

年 月 日

阿賀町長 様

支給認定（の変更）を受けたいので、下記のとおり申請します。

支給認定 保護者	氏 名	阿 賀 太 郎 印		
	住 所	阿賀町 津川580番地		
	連 絡 先	自宅 92-5761	携帯 090-1234-5678	
支給認定 児童	ふりがな 氏 名	生年月日	支給認定証 番 号	利用施設名
	阿 賀 〇 〇	2023年5月3日		ひまわり 保育園
		年 月 日		保育園
		年 月 日		保育園
支給認定 変更理由		現在の内容	変更後の内容	
	<input type="checkbox"/> 支給認定区分	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input checked="" type="checkbox"/> 3号	<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input checked="" type="checkbox"/> 3号	
	<input type="checkbox"/> 保育を必要とする理由	求職活動	就 労	
	<input type="checkbox"/> 保育必要量	<input type="checkbox"/> 標準 <input checked="" type="checkbox"/> 短時間	<input checked="" type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短時間	
	<input type="checkbox"/> 認定有効期限	年 月 日	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 利用者負担額			
変更理由	母親（〇〇）が〇〇年〇月〇〇日から株式会社〇〇〇に勤務する（した）ため。			
備 考				

*支給認定の変更は、この申請書が提出された翌月からとなります。

【添付書類】主なもの

就労の場合は就労証明書を添付してください。

事 由	添付書類	備 考
事業所等に勤務したとき、または勤務する事業所等が変わったとき	就労証明書	
事業所等を退職したとき、または求職活動中のとき	ハローワークカードの写し	3カ月毎更新
妊娠したとき（*注）	母子手帳または妊娠届の写し	
育児休暇を取得するとき	育児休暇取得における保育継続届	

（*注）

妊娠から産休終了（出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の月末まで）までの期間は、保育標準時間を選択することができます。また、産休から引き続き育児休暇を取得する場合は、上記の育児休暇取得における保育継続届の提出が必要です。

なお、育児休暇期間中は保育短時間認定となります。